



村民憲章

- ◆心と体をきたえ、健康をほこれるまちにします。
- ◆個性とうるおいにみちた、文化のまちにします。
- ◆力をあわせいきいきと働き、活力にみちたまちにします。
- ◆水とみどりを守り、くらしと自然の調和するまちにします。
- ◆ささえあう心を育て、あたたかくふれあうまちにします。

お知らせ版

村制施行120周年

平成21年

たきざわ

5月15日号
No.751

●編集・発行 滝沢村

広報情報課 〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼55番地 ☎019-684-2111 FAX019-684-1517
○インターネットホームページ(パソコン・携帯電話兼用) URL <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

胃腸病・大腸がん検診の日程

胃腸病検診と大腸がん検診を同時に実施します。

●受付時間 午前6時半～午前10時
 ※午前6時半から午前8時ころは大変混雑します。時間に余裕をもって受診してください。検診の所要時間は平均1～2時間ですが、当日の受診者数によって変わります。日程表の検診車台数を参考にしてください。会場によっては、駐車場がないところもあります。車での来場は出来るだけご遠慮ください。

検診日	会場	検診車台数
6月8日(月)	村多目的研修センター(篠木字鳥谷平)	3台
6月9日(火)	小岩井地区コミュニティセンター(大釜字風林)	3台
6月14日(日)	村公民館(鶴飼字中鶴飼)	5台
6月15日(月)	村東部体育館(滝沢字大崎)	3台
6月16日(火)	滝沢勤労者体育センター(大釜字高森)	2台
6月17日(水)	滝沢ふるさと交流館(滝沢字土沢)	4台
6月18日(木)	大川公民館(滝沢字後)	1台
6月19日(金)	姥屋敷多目的研修センター(鶴飼字安達)	1台
6月21日(日)	村公民館	5台
6月22日(月)	鶴飼地区コミュニティセンター(鶴飼字大緩)	3台
6月23日(火)	柳沢地区コミュニティセンター(滝沢字大石渡)	2台
6月24日(水)	村公民館	5台
6月25日(木)	あすみのコミュニティホール(滝沢字湯舟沢)	2台
6月26日(金)	滝沢勤労青少年ホーム	3台
6月29日(月)	(滝沢字葉の木沢山)	4台
6月30日(火)		3台
7月1日(水)	滝沢ふるさと交流館	4台
7月2日(木)	滝沢勤労青少年ホーム	3台
7月3日(金)		2台
7月6日(月)	北部コミュニティセンター(滝沢字菓子)	3台
7月7日(火)	大釜地区コミュニティセンター(大釜字外館)	3台
7月8日(水)	滝沢ふるさと交流館	4台
7月9日(木)	東部体育館	3台
7月10日(金)		4台
7月12日(日)	滝沢ふるさと交流館	5台

定期的な健康チェック 胃腸病検診を受けましょう

胃がんは日本人に多い代表的ながんで、がん検診の普及や内視鏡技術の進歩により減少傾向にはありますが、部位別がん死亡率は男性、女性共に2位とまだまだ油断できないがんのひとつです。進行してしまうと転移する可能性が高まりますが、早期に発見・治療すれば十分に治癒します。この機会に検診を受けましょう。

●対象者
昭和四十五年三月三十一日までに生まれた四十歳以上の人。
対象者には五月下旬に通知書・問診票を郵送します。通知が届かない人で受診を希望され

る場合は、健康推進課に連絡ください。

通知が届いた人でも、「妊娠および妊娠している可能性がある」「バリウムにアレルギーがある」「これまでにバリウムを飲んだために腸閉塞・腸管憩室炎・気管支炎・肺炎で治療を受けたことがある」「腎臓・心臓疾患で水分制限をしている」などの場合は受診できません。なお詳しくは問診票をご覧ください。

●検診内容
今回検診を受診しない場合は、通知書裏面の「未受診調査書」に記入して送付するか、電話で必ず健康推進課に連絡してください。

バリウムを飲んで胃のエックス線間接撮影をします。

●検診料金 千円
次の人は料金が免除されます。
①七十歳以上の人や、六十五歳から六十九歳までの後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人
②生活保護法による被保護世帯の人や、同居している家族全員
の市町村民税が非課税の人
※②に当てはまる人は、受診前に手続きが必要です。詳しくは、

●検診日程・時間など
左の表をご覧ください。
●問い合わせ
健康推進課(内線144)

健康推進課の6月事業 皆さんの健康守るため

1. 二種混合予防接種について

二種混合（ジフテリア・破傷風）第2期予防接種（指定医療機関での個別接種）を実施します。

▶対象者（標準的年齢）

小学校6年生（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ）

※対象者には個人通知します。なお、昨年接種できなかった人でも、13歳未満であれば無料接種券を使用できますので、詳しくは問い合わせください。

▶実施期間

6月1日～平成22年3月31日

▶実施方法

指定医療機関に接種券と母子健康手帳を持参し、予防接種を受けてください。

▶問い合わせ 健康推進課（内線145）

2. 休日育児相談のご案内

言葉がはっきりしない、お友達と上手に関われないなど、子育てをしていく上での心配や不安がある人を対象に育児個別相談を行います。発達相談専門員や保健師が相談に応じます。（要予約）

▶期 日 6月7日（日）

▶受付時間 午後1時～午後4時

▶場 所 滝沢ふるさと交流館

▶申し込み・問い合わせ

6月4日（木）までに健康推進課（内線146）に申し込みください。

3. 元気アップ教室を開催します

運動習慣の定着を目的とした教室です。なお、通院治療中の場合は主治医と相談の上、申し込みください。

▶期 日 6月8日（月）

▶時 間

午前10時半～正午（午前10時～午前10時20分受け付け）

※初めて参加する人は午前10時集合

▶場 所 総合公園体育館2階会議室

▶内 容 総合公園内ウォーキング （雨天時は屋内で軽スポーツ）

▶講 師 村体育協会職員

▶対 象 村内にお住まいの人

▶持ち物など

健康手帳、屋外・室内用運動靴、帽子、飲料水、運動できる服装

▶申し込み・問い合わせ

6月5日（金）までに健康推進課（内線144）に申し込みください。

4. ウォーキングの会を開催します

村内にお住まいの人を対象にしたウォーキングの会を開催します。村の養成講座を修了した運動普及推進員が中心

6月1日から水道週間

「おいしいね この水未来に いつまでも」

水道は、わたしたちの快適な暮らしや社会のさまざまな活動を支える大切な施設です。この機会に皆さんも水について考えてみましょう。

水道の無料点検を行います

村上下水道部では水道週間にちなみ、6月1日から5日までの日中、村営水道を使用している皆さんの自宅を訪問し、蛇口や水抜栓の水漏れ、操作上の不具合などの無料点検を行います。蛇口の水漏れなどが簡単なパッキン交換で済む場合は、その費用もサービスします。

ただし、湯水混合水栓などの給湯設備や蛇口のパッキン以外の交換が必要な場合、一部形状の異なるパッキンの交換などはサービス対象外になります。

また、使用上特に問題がないパッキンの無料交換はご遠慮ください。

●申し込み・問い合わせ

5月18日（月）～22日（金）の午前9時～午後4時に、水道課（内線113、114）に申し込みください。訪問時間はこちらで調整させていただきます。

朝一番の水は飲用以外に

朝一番の水や旅行などで留守にされたときの出始めの水は、家庭内の給水管に長時間滞留していることから、消毒用の塩素がなくなったり、給水管に鉛管が使用されているご家庭では鉛管がいくらか溶け出したりすることもあります。

通常の使用では問題ありませんが、長時間使用しないときの開栓直後の水は、念のためバケツ一杯くらいを飲み

になって、柳沢周辺をウォーキング（約4キロか6キロコース）します。（雨天時は屋内で身体を動かします）

なお、通院治療中の場合は主治医と相談の上、申し込みください。

▶期 日 6月18日（木）

▶時 間 午前10時20分～午後1時

※午前9時40分に老人福祉センター発の送迎バスが出ます。

▶集合場所 北部コミュニティセンター

▶持ち物など

昼食、屋外運動靴、帽子、飲料水、運動できる服装、雨天時は室内用運動靴

▶申し込み・問い合わせ

6月15日（月）までに健康推進課（内線144）に申し込みください。



▲皆さんの自宅を訪問し無料点検を実施

水以外にお使いください。

●問い合わせ

水道課（内線113、114）

水道メータ交換にご協力ください

村上下水道部では計量法の規定に基づいて、村営水道をお使いの各戸の水道メータを定期的に交換しています。

水道メータを交換しない場合は計量法に基づき水道の供給ができなくなりますので、該当する皆さんのご協力をお願いします。

●実施予定期間

5月下旬～9月末

●交換対象メータ

平成13年10月～14年9月設置メータ（対象者には事前にご案内します）

●交換作業者

村指定給水装置工事事業者（村が発行する委託通知書を携行しています）

●問い合わせ

水道課（内線113、114）

6月6日村内3会場に 特設の人権相談所開設

▶日 時 6月6日（土）

午前10時～午後3時

▶場 所（村内3会場で同日開催）

- ・村公民館
- ・滝沢ふるさと交流館
- ・滝沢勤労青少年ホーム

▶相談内容

相続や家庭問題、近隣問題、いじめ問題、差別問題、その他困りごと全般

▶問い合わせ

盛岡地方事務局人権擁護課（☎624-9859）

陸大学第3回教養講座 警察音楽隊コンサート

- ▶日 時 6月8日(月)
午前10時～正午
- ※午前9時半～午前9時45分受け付け
- ▶場 所 滝沢ふるさと交流館
- ▶内 容 岩手県警察音楽隊による演奏
(ふれあいコンサート)
- ※陸大学教養講座として開催しますが、一般の人でも聴講できます。
- ▶問い合わせ
村老人福祉センター (☎684 - 2233)

青少年健全育成の標語 応募をお待ちしています

- ▶主 催 滝沢村青少年育成村民会議
- ▶協 力 滝沢村教育委員会
- ▶応募資格
第1部(小学校低学年の部)、第2部(小学校高学年の部)、第3部(中学生の部)、第4部(一般の部)
- ▶応募作品
①青少年の健全育成に関すること。
②未発表の自作のもので一人3点まで。
- ▶応募方法
小学生と中学生の部は、どのような用紙で応募してもかまいませんが、学校名・学年・氏名を必ず記入し、学校を通して応募してください。
また一般の部に応募される場合はハガキかFAX、メールで応募ください。
- ▶締め切り 6月5日(金)
- ※学校は5月29日(金)締め切りです。
- ▶応募先・問い合わせ
村教育委員会事務局生涯学習課・青少年担当(内線345、FAX684 - 2126、Mail:syakyo@vill.takizawa.iwate.jp)

登山に参加しませんか 6月23日に薬師岳へ

- ▶日時・コース
6月23日(火)、午前6時半滝沢村役場出発～大迫～河原坊～薬師岳～午後6時役場着予定
- ▶定 員 20人
- ▶参加費 3,500円(交通費、保険料)
- ▶参加資格
村内にお住まいで自力歩行できる人。
- ▶申し込み
はがきに氏名・年齢・住所・郵便番号・電話番号を記入し、6月5日(金)までに滝沢村山岳協会・阿部(〒020 - 0173 滝沢村滝沢字湯舟沢222 - 337)に申し込みください。

6月7日は馬コまつり

チャグチャグ馬コまつり実行委員会(角掛喜美夫会長)が主催のチャグチャグ馬コまつりが6月7日(日)、鶴飼の滝沢ニュータウンメインストリートを中心に開催されます。イベントなどの詳しい内容は後日チラシを発行します。皆様のお越しをお待ちしています。

当日はまつりの開催に合わせて、午前11時半から午後8時半まで会場周辺で交通規制が実施されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、同実行委員会(村商工観光課内 内線267)にお問い合わせください。

写真コンテストを実施します

6月12日(金)の午前11時から、チャグチャグ馬コ写真撮影会が、鬼越蒼前神社とその周辺で開催されます。撮影会では、装束の説明のほか、ミニパレードが2回行われる予定です。

また滝沢村観光協会では、チャグチャグ馬コ写真コンテストの参加作品を募集します。多数の作品の応募をお待ちしています。

●題 材

6月7日のチャグチャグ馬コまつり、12日の写真撮影会、13日のチャグチャグ馬コ行進のすべてを対象にし

ます。

●作品の規格

カラープリントで四つ切りか四つ切りワイドのもの。(デジタル可、未修正のもの)

●賞

推薦1点(賞金7万円)、特選2点(賞金2万円)、入選5点(賞金1万円)、佳作20点

●締め切り 7月15日(水)
(当日消印有効)

●送付先・問い合わせ

岩手県写真材料商組合加盟店、または滝沢村観光協会(村商工観光課内 内線265)

産文センターアピオで いわて就職面接会開催

平成22年3月卒業予定の大学院・大学・短大・高専・専門・専修学生や、既卒者、一般求職者で県内企業に就職を希望する人が対象の「いわて就職面接会Ⅱ」を開催します。

- ▶日 時 6月4日(木)午後1時～
- ▶場 所 岩手産業文化センターアピオ
- ▶問い合わせ
詳しくは財団法人ふるさといわて定住財団(☎653 - 8976)にお問い合わせください。

柳沢地域の魅力を発見 フォトコンテスト開催

柳沢地域では、岩手山麓さんろくの美しい農の風景を守り育てるため、柳沢景観協定(げんまん柳沢)を締結しています。この魅力を再発見するためフォトコンテストを実施します。

- ▶応募締め切り 11月15日(日)
- ▶応募サイズ 2L版プリント
- ※カラー、モノクロ問わず、PCプリント可、未発表のもの、一人3点まで。
- ▶応募方法
住所、氏名、電話番号、題名を写真裏に貼り付け、郵送で応募してください。
- ▶賞 げんまん柳沢大賞など

※入賞作品はパネルにして村内のイベントなどで展示します。

- ▶申し込み・問い合わせ
げんまん柳沢事務局 (〒020 - 0173 滝沢字大石渡1521 - 15 ☎688 - 5158)

縄文土器などを作ろう イラストも展示します

1. さかいひろこのハニワ馬イラスト展
▶展示期間
6月2日(火)～6月21日(日)
- ▶展示時間 午前9時～午後4時半
- ▶展示場所 村埋蔵文化財センター
- ▶入場料 無料

2. 縄文土器・はにわを作ろうよ

- ▶日 時 6月21日(日)
午前10時～正午
- ▶場 所 村埋蔵文化財センター
- ▶参加費
・土器作り200円(野焼き用材料費込み)
・はにわ作り300円(野焼きはしません)
- ▶対象者・定員
幼児～成人、20人
※幼児や低学年の児童は保護者と一緒に参加してください。
- ▶申し込み・問い合わせ
6月14日(日)までに電話で滝沢村埋蔵文化財センター(☎694 - 9001)に申し込みください。(応募者多数の場合は抽選)

不用品あっせんコーナー

【提供します】

○大金保育園体操着

- ・長そでシャツ (110cm) 1着
- ・長ズボン (100cm) 1着
- ・半そでシャツ (110cm) 1着
- ・半ズボン (100cm) 1着

◎このコーナーは、家庭で不用になった物品を必要とする人に、無償で提供することにより、物を大切に使うことの意識の向上とごみの減量化・資源化を図り資源循環型社会を目指すことを目的としています。

【対象物品】衣類、家電製品など、その他(破損などがなく十分に使用に耐えうるものであること)

【除外品】ペット、自動車、バイク、食品、衛生用品

●問い合わせ 環境課(内線 275)

消費者110番のご案内

岩手弁護士会消費者問題対策委員会と岩手県立県民生活センターの共催で、消費生活に関するトラブル相談が行われます。

多重債務、悪質商法、商品の欠陥、その他の消費生活のトラブルでお困りの人はご利用ください。

●日時

5月22日(金) 午前10時～午後8時

●場所 岩手県立県民生活センター
(盛岡市中央通3丁目)

●相談

面接か臨時専用電話で、弁護士や生活相談員が無料で相談に応じます。

●臨時専用電話

☎622 - 4560 (代表。当日限り)

●問い合わせ

岩手県立県民生活センター (☎622 - 4560)

～消費者トラブル情報～ 攻略法なんてない!

雑誌などで「パチンコ攻略法」や「競馬必勝法」などの広告を見かけますが、この世の中にこのような攻略法などありません。業者に電話すると、情報提供料と称して70万円位の金銭を要求されます。情報通りに行動しても結局はもうからず、返金を求めても業者は簡単に応じません。それどころか、さらに金を要求してきたり、脅しやどう喝してくる者もいます。この被害にあうと、金銭の取り戻しは非常に難しくなります。うまい話にはくれぐれもご用心ください。

●問い合わせ 福祉課(内線137)

携帯用サイトに簡単アクセス!

こちらのQRコードから、滝沢村の携帯用ウェブサイト
にアクセスできます。



「起業家塾@もりおか」受講生募集のお知らせ

「起業家塾」は、事業の立ち上げまでの手順、事業成功のための具体策などを学習し、創業や事業拡大の考え方、プランなどの熟度を上げていきます。

費用は3,000円。対象者は盛岡市や矢巾町、滝沢村に在住かつ勤務先のある人で、①起業や創業に関心のある人、創業間もない人、②新規事業を考えている人(既に事業を行っている人でも可)、③全日程受講できる人であれば業種は問いません。

●日時 6月15日(月)～7月21日(火)の毎週月曜日(最終回のみ火曜日)、全6回
午後6時15分～午後8時15分

●場所 盛岡市産業支援センター会議室(開運橋センタービル3階)

●申し込み・問い合わせ

6月12日(金)までに地域政策課(内線268)に備え付けの申込書に必要な事項を記入し地域政策課か盛岡市産業支援センター(〒020-0022 盛岡市大通3丁目6番12号 ☎606-6700、FAX606-6701)に郵送やFAXなどで申し込みください。(郵送必着)

※申込書は盛岡市産業支援センターのホームページ(<http://www.moriokaisc.jp/>)からもダウンロードできます。

国民健康保険一口メモ 入院の医療費が高額になるときは

入院したときの一医療機関の窓口での支払い額は、自己負担限度額までになっています。自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、入院する場合や継続入院している場合は、保険年金課に限度額適用認定証(以下「認定証」)の交付を申請してください。

この認定証を医療機関の窓口に掲示することで、窓口での支払いが限度額までになり、自己負担額の全額を支払った後に高額療養費の支給申請をする必要がなくなります。

交付申請を行わない場合は、これまでどおり窓口で全額支払いした上で高額療養費の支給申請をしてください。

ただし、70歳以上75歳未満の皆さんで、表2の「低所得者Ⅱ」と「低所得者Ⅰ」に該当する人には認定証を交付します。「現役並み所得者」と「一般」の皆さんは、「高齢受給者証」の掲示で限度額までの適用になりますので、認定証は交付しません。

なお、外来や複数の医療機関や診療科への支払いで限度額を超える場合は、これまでどおり、後から申請して支給を受けることになります。

また、国民健康保険税の滞納がある場合には認定証が交付されず、一旦医療費の全額を負担していただく場合がありますので、納期を守って納めましょう。

●問い合わせ 保険年金課(内線127～129)

【表1】70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	高額療養費の該当が年間3回目までの場合	4回目以降(※)の場合
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

【表2】70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	A外来の場合(個人単位)	B外来+入院の場合(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ・過去12か月以内にBの限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降(※)は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分

国民年金のコーナー 学生納付特例制度期間の追納を

この春、学校を卒業し就職するなど、新たな生活を始めた人は多いのではないのでしょうか。国民年金保険料の免除・猶予・特例を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための資格期間には含まれますが、年金額を算出する際、免除期間の分は減額され、猶予・学生納付特例期間についてはまったく計算に入りません。

これらの期間に納めていなかった保険料は、10年以内に納めることができ(追納)、老後の年金受給額を増やすことができます。

ただし、2年を経過した分については、当時の保険料額に加算がつきます。

学生の時に納付特例制度を受けた人や若年者納付猶予制度を受けた人は特に、就職して収入が増えたなど余裕ができたときに、追納をして老後の受給額を増やすことをお勧めします。

●問い合わせ 保険年金課(内線148)